

総発第248号
令和4年8月29日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和4年6月30日付監発第39号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「山王くらぶ」（地域創生部交流観光課）
上記施設の指定管理者 《有限会社チアーズ》

【指摘事項】

- (1) 利用料金の承認手続について（有限会社チアーズ）
（地域創生部交流観光課）

令和3年4月1日付けで同日から10月31日までの企画展「第16回酒田の傘福」に係る利用料金承認申請書が提出され、市長の承認を得ているが、年間利用券、11月1日以降の観覧に係る利用料金及び催事室の使用に係る利用料金の承認手続が行われていない。

山王くらぶの利用料金については、酒田市山王くらぶ設置管理条例（以下「設置管理条例」という。）第18条第4項の規定により、設置管理条例の定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、この手続を経ないまま利用料金を徴収していた。

設置管理条例にのっとり、適正に行うこと。

■措置内容

監査に係る事前照会を受け、利用料金の承認手続きについて改めて指定管理者に説明し、申請書を受領のうえ、承認通知書を送付した。今後についても料金に変更となる際は、毎回承認手続きが必要な旨指定管理者と再確認した。

(2) 管理口座の設定及び区分経費の整理について（有限会社チアーズ）

酒田市山王クラブの管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第31条で、支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする規定されているが、指定管理業務の専用口座のほか団体自体の口座も使用していたため、事業報告書に添付された収支決算書の収支計と現金出納帳の年度末残高、指定管理業務の専用口座の残高が一致しておらず、収支決算書に誤りがないか確認できなかった。

包括協定及び酒田市山王クラブの指定管理者の管理運営に関する仕様書第5（5）の通り、指定管理業務等の実施に係る支出及び収入は、専用口座で適正に管理すること。

■措置内容

専用口座を開設させ、指定管理業務に係る収入及び支出と指定管理者のその他の収入及び支出とを混同しないよう適切な経理を行うよう指導助言した。また、連絡会議などの際、経理の状況について聞き取りを行うなど逐次確認を行う。

(3) 物品等の管理について（地域創生部交流観光課）

指定管理者が管理する施設及び物品等について、酒田市山王クラブの管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第4条第1項で、酒田市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、市が提示した備品台帳に記載されているものの、備品シールがないため現物を確認できないものがあった。ほかに台帳に記載されていないもの、動産総合保険に加入しているものの帰属先が不明なものもあり、物品の管理が適切になされていなかった。

市は指定管理者が管理すべき物品等を明確に提示した上で、包括協定にのっとり適正に管理すること。

■措置内容

指定管理者の代表及び事務担当者と当課担当職員立会いのもと、備品リストや備品台帳との再突合を行い、管理すべき物品等について共通認識を図った。今後は、定期的に一覧との突合を行うなどし、包括協定にのっとり物品等の管理を適切に行う。